

# 令和2年度用

# 認可保育施設在園中の手引き

第1版 令和元年12月作成

- (1) この冊子は、認可保育施設を利用していくうえで必要になる届出などをまとめたものです。認可保育施設を卒園するまで大切に保存し、ご活用ください。
- (2) 保育料(利用者負担額)の特例(減額)や休所(保育の利用停止)などは、届を提出することによって各種手続きが行われますので、提出忘れのないようご注意ください。
- (3) 区外へ引越しされる時は、子ども施設課入園係までお問合せください。  
現在通所中の認可保育施設に引き続き通所できる場合であっても、転出先の区市町村に入所申込み手続きが必要となります。



## ■届出先及びお問合せ先

在園中の認可保育施設 または、子ども施設課入園係

※ 転所の申請は「保育施設利用申込みのご案内」をご覧ください。

## ■延長保育及び一時(スポット)延長保育についてのお問合せ先

在園中の認可保育施設



つながる  
墨田区

令和2年発行

墨田区福祉事務所 子ども施設課 入園係

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 (区役所4階)

TEL 03-5608-6152 (直通)

(平日 8:30~17:00 ※水曜 8:30~19:00)

墨田区ホームページ：<http://www.city.sumida.lg.jp/>

## 目次

1 保育の必要性の認定について……………	2ページ
2 保育の利用期間 ……………	4ページ
3 保育料(利用者負担額)……………	5ページ
4 保育料(利用者負担額)徴収基準額表 ……………	9ページ
5 公立・公設民営認可保育施設の延長保育……………	11ページ
6 家庭状況などの変更 ……………	12ページ
7 保育料(利用者負担額)の特例(減額) ……………	14ページ
8 入所継続のための家庭状況調査 ……………	16ページ
9 保育の利用停止(休所) ……………	18ページ
10 転所(保育の利用申込)、11 退所(保育の利用解除) ……………	19ページ
《参考》認可保育施設在園中の各種手続き ……………	20ページ

## 索引

内 容	ページ	内 容	ページ
あ 育児休業を取得する	12	さ 就労先が変わった	12
一時(スポット)延長保育を受けたい	11	就労先を辞めた	4・12
延長保育を受けたい	11	税額(住民税)が変更された	9・12
か 解雇・倒産した(生計の中心者)	12・14	生活保護が開始された	12
口座振替について	7	た 多子世帯の保育料について	8
子どもが新たに生まれた	13	な 入院をする(保護者・在園児)	18
さ 災害にあった	14	は 引越しをした(区内で転居)	12
再婚をした	12	引越しをした(区外へ転出)	12・19
産前休暇を取得する	12	保育時間を変更したい	3・12

# 1 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援に関する制度では、認可保育園、家庭的保育者(以下、「保育ママ」と表記)、小規模保育所、認定こども園等を利用される保護者の方に「保育の必要性の認定(以下、「認定」と表記)」を受けていただく必要があります。

## (1) 保育が必要な事由

◇就労(月48時間以上の就労)	◇妊娠、出産
◇病気、負傷又は障害	◇同居又は長期入院等している親族の介護、看護
◇災害復旧活動	◇求職活動
	◇就学
◇児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である	
◇育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要	
◇その他、上記に類する状態として区長が認める場合	

## (2) 認定の種類

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望される場合	幼稚園、 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定		保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育園、 認定こども園(保育部分)
3号認定	満3歳未満	保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育園、保育ママ、 小規模保育所、 認定こども園(保育部分)

※認定は、保育の必要性の有無を判定するものです。



### (3) 利用区分

2号認定、3号認定を受ける場合、保育の必要量に応じて「標準時間保育」「短時間保育」の利用区分に分けられます。(1か月単位での認定となります。)

【標準時間保育】 7時15分から18時15分まで(1日当たり11時間までに限ります。)

【短時間保育】 9時00分から17時00分まで(1日当たり8時間までに限ります。)

保育の必要性の事由に応じた認定区分は以下の表のとおりです。

保育認定事由	認定期間	保育時間	
		標準時間	短時間
① 就労(労働)	小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、就労(月48時間以上)している期間 ※認定区分は保護者のうち就労時間(勤務の拘束時間+通勤時間)が短い方で認定します。 ※「標準時間認定」、「短時間認定」にかかわらず、保育施設に預けられる時間は、「就労時間」+「通勤時間」となります。 (例)勤務時間7時間・通勤時間往復1時間の場合、計8時間保育の利用ができます。	○	○
② 妊娠・出産	妊娠:妊娠中の期間 出産:出産予定月を中心に前後2か月の計5か月の期間	○	○
③ 疾病・障害	効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、療養に要する期間	○	○
④ 介護・看護	効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、介護・看護に要する期間	○	○
⑤ 災害復旧	効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、復旧に要する期間	○	○
⑥ 求職活動	退職した翌月から3か月間(例:8月末に退職した場合、認定期間は11月末まで)	×	○
⑦ 就学・職業訓練	効力発生日から、保護者の卒業、修了予定月の末日までの期間	○	○
⑧ 虐待・DV	効力発生日から、小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、事由が解消されるまでの期間	○	○
⑨ 育児休業(継続)	効力発生日から、育児休業が終了するまでの期間	×	○

※保育ママは短時間保育認定のみとなります。また、保育ママの保育時間は午前8時30分から午後4時30分まで、または午前9時から午後5時までの8時間いずれかの保育時間を保護者の方に選択していただきます。選択した保育時間を超える場合は別途、その都度、時間外保育料金がかかります。時間外保育料金は、30分300円、1時間600円です。直接、保育ママにお支払いください。時間外は保育ができない保育ママがいますので、事前にご確認ください。

### (4) 変更申請の手続き

現在受けている認定内容に変更が生じた場合は、『教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)』と変更内容を証明する書類を、変更月の前月20日までにご提出ください。ただし上表の認定区分が、⑥(求職活動)⑨(育児休業(継続))の場合については、区の規則上、短時間の認定区分しか選択できません。

## 2 保育の利用期間

### ■ 保育の利用期間とは

認可保育施設に通所できる期間のことです。入所内定後に通知する『保育施設利用調整結果(利用可)通知書』でお知らせします。入所後、期間の変更があれば『利用承諾期間決定・変更通知書』を送付し、新たな利用期間をお知らせします。

保育の利用期間は、保護者の状況により異なります。詳しくは、下記のとおりです。

保護者の状況	利用期間
就労中	就労(月48時間以上)する期間
求職中	最長3か月まで
求職中で内定がある	1か月 (就労開始後に就労証明書を提出してください)
入所児童の育児休業中で復職する	1か月 (復職後に就労証明書または復職証明書を提出してください)
妊娠・出産	妊娠:妊娠中の期間 出産:出産予定月を中心に前後2か月の計5か月
入院・疾病・介護・看護	治療・介護・看護に要する期間
就学中	在学期間内

※ 保育の必要性を確認するための書類を毎年提出していただきます(年度末頃)。

※ 入所後に新たにお子様生まれ、育児休業を取得する場合、育児休業取得期間中は引き続き在園中のお子様の通所が可能です。詳しくは13ページをご確認ください。

### ■ 利用期間の満了

保育の利用期間が満了すると、認可保育施設に通所できなくなります。期間が満了する月の月末までに、保育認定の要件を満たす就労証明書等を提出していただくと、利用期間が変更されて、継続して認可保育施設に通所することができます。

### ■ 利用期間満了後の入所希望

保育の利用期間満了後、認可保育施設の入所を希望する場合は、新規入所と同様に再度申込みが必要となります。翌月入所の選考対象となりますが、保育を必要とする程度の高い方から入所が決定されますので、翌月の認可保育施設入所ができない場合があります。

### ■ 利用期間中の状況変更の届出方法

利用期間中にご家庭の状況が変わった場合は、『教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)』と変更内容を証明する書類(例:就労先の変更の場合は、新しい就労先の就労証明書等)の提出が必要です。詳しくは12ページ【6家庭状況などの変更】をご覧ください。

状況変更により保育の利用期間が変更となる場合は、『利用承諾期間決定・変更通知書』を送付し、新たな利用期間をお知らせします。

### 3 保育料(利用者負担額)

#### ■保育料(利用者負担額)の決定方法

扶養義務者(父・母等)の区民税等の課税状況とお子様の年齢によって決定されます。

また、保育料は前期(4～8月分)と後期(9～3月分)の年2回決定されます。

令和2年4～8月分の保育料は平成31年度区市町村民税、9～3月分の保育料は令和2年度区市町村民税をもとに計算されます。

住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等がある場合は、控除を適用する前の税額により決定されます。

未申告等で区民税等の税額が確認できない場合、保育料階層D23(最高額)が適用されます。

決定された保育料は、『保育料(利用者負担額)決定通知書』を送付して、お知らせします。課税状況により、前期分と後期分の保育料が大きく変わる場合があります。詳しくは9ページ【4 保育料(利用者負担額)徴収基準額表】をご覧ください。

また、保育の必要量の認定に応じて2区分(標準時間・短時間)の保育料(利用者負担額)になります。お子様の区分認定は、新規入園したお子様については利用申込み時の『教育・保育給付認定申請書』の提出時の就労状況等により決定します。また、区分を変更する場合は、『教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)』をご提出ください。提出した月の翌月からの変更となります。締切日など、詳しくは12ページ【6家庭状況などの変更】をご覧ください。

#### ●みなし寡婦控除について

婚姻歴のないひとり親世帯において、墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の施行等に関する規則第3条2項の規定に基づき、寡婦(夫)控除のみなし適用申請のあった世帯については、利用者負担額(保育料)の算定において寡婦(夫)控除のみなし適用を行います。該当する場合には、子ども施設課入園係までご連絡ください。

#### ●幼児教育・保育無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始しました。これにより、0～2歳児クラスの区民税非課税世帯及び3歳児クラス以上の保育料は、無償となります。なお、延長保育、スポット延長保育(一時延長保育)料については幼児教育・保育の無償化の対象外となります。

●短時間保育認定を受けた方は、「短時間保育料」の適用となります。

短時間保育の時間帯以外の利用をされる場合には、延長保育料がかかります。

※公立・公設民営の認可保育施設の場合、短時間保育の延長保育料は30分単位の月額料金となります。

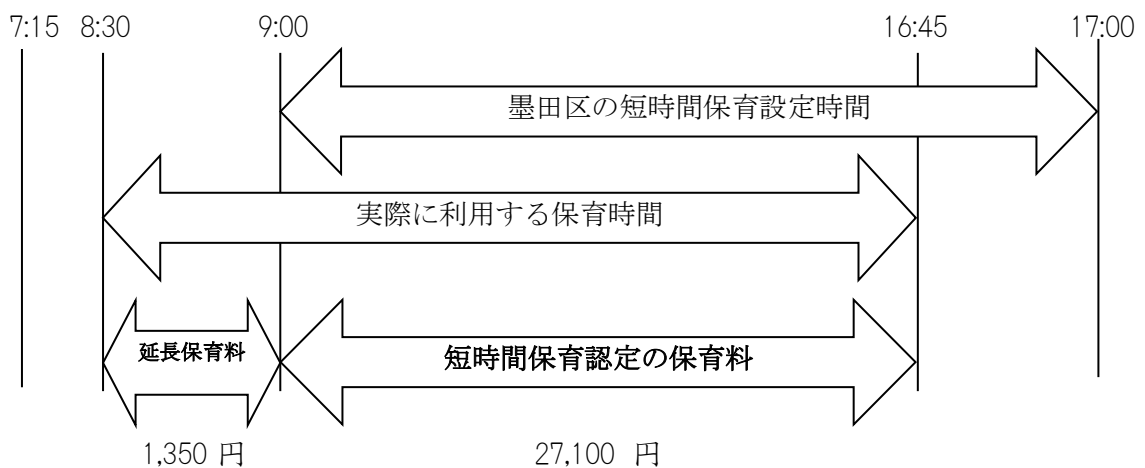
※私立の認可保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育所及び保育ママの時間外保育については、各施設にお問合せください。

< 具体例 >

D10階層の2歳児(第1子)の保育料(月額)

標準時間保育認定	32,500 円
短時間保育認定	27,100 円

例) 短時間保育認定 利用希望時間 8時30分から16時45分まで  
 ※ 墨田区の短時間保育の設定時間 9時から17時



この場合、短時間保育料 27,100 円 + 延長保育料 1,350 円 = 月額保育料は合計で 28,450 円となります。

## ■保育料(利用者負担額)の基準日

保育料は月額制です。日割計算はありません。毎月1日現在で認可保育施設に在籍していると、その月の1か月分の保育料がかかります。月の途中で退所する場合であっても、その月の1か月分の保育料がかかります。

(例) 8月5日に退所した場合、8月分の保育料がかかります。

詳しくは19ページ【11退所(保育の利用解除)】をご覧ください。

## ■保育料(利用者負担額)の基準年齢

保育を利用する年度の4月1日の年齢が基準年齢となります。

## ■保育料(利用者負担額)のお支払い方法

＜認可保育園・たちばな認定こども園・八広認定こども園＞

毎月末に指定口座から振り替えます。

月末が土日祝の場合は、翌営業日(平日)に振り替えます。

残高不足等で振り替えができなかった場合は、翌月の振替日に、翌月分と一緒に振り替えます。

なお、口座振替の手続きがお済みでない方は在園している認可保育施設を通じて納付書をお渡ししますので、金融機関または子ども施設課入園係窓口にてお支払いください。

＜幼保連携型認定こども園共愛館保育園・小規模保育所・保育ママ＞

各事業者にお問い合わせください。

※ 保育料が未払いのときは、法令に基づき滞納処分(給与等の差し押さえ)を受けることがあります。お支払い忘れのないようご注意ください。

## ■お子様が2人以上いる場合

世帯の子どもが2人以上いる場合、第2子は通常の保育料の半額となり、第3子以降の保育料は無償となります。詳しくは8ページをご覧ください。

延長保育については、小学校就学前の範囲内にお子様が2人以上いる場合、最年長のお子様を第1子、その下のお子様を第2子、3人目以降のお子様を第3子とし、第1子と第2子は全額、第3子は無償となります(別々の認可保育施設に通うお子様、認可外保育施設や幼稚園に通うお子様も人数に含みます。ただし、小学生以上のお子様は人数に含みません)。また、所得割額が77,101円未満の場合は年齢制限を撤廃し、小学生以上もカウントします。さらに、要保護世帯に限り、所得割が77,101円未満の場合第1子半額、第2子と第3子は無償となります。詳しくは9ページ【4保育料(利用者負担額)徴収基準額表】をご覧ください。(私立の認可保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育所の延長保育料及び保育ママの時間外保育料は、各施設にご確認ください。)

なお、個々の保育料をお知らせするために、『保育料(利用者負担額)決定通知書』は、ご兄弟まとめて一通ではなく、お子様ごとに一通ずつ発行します。

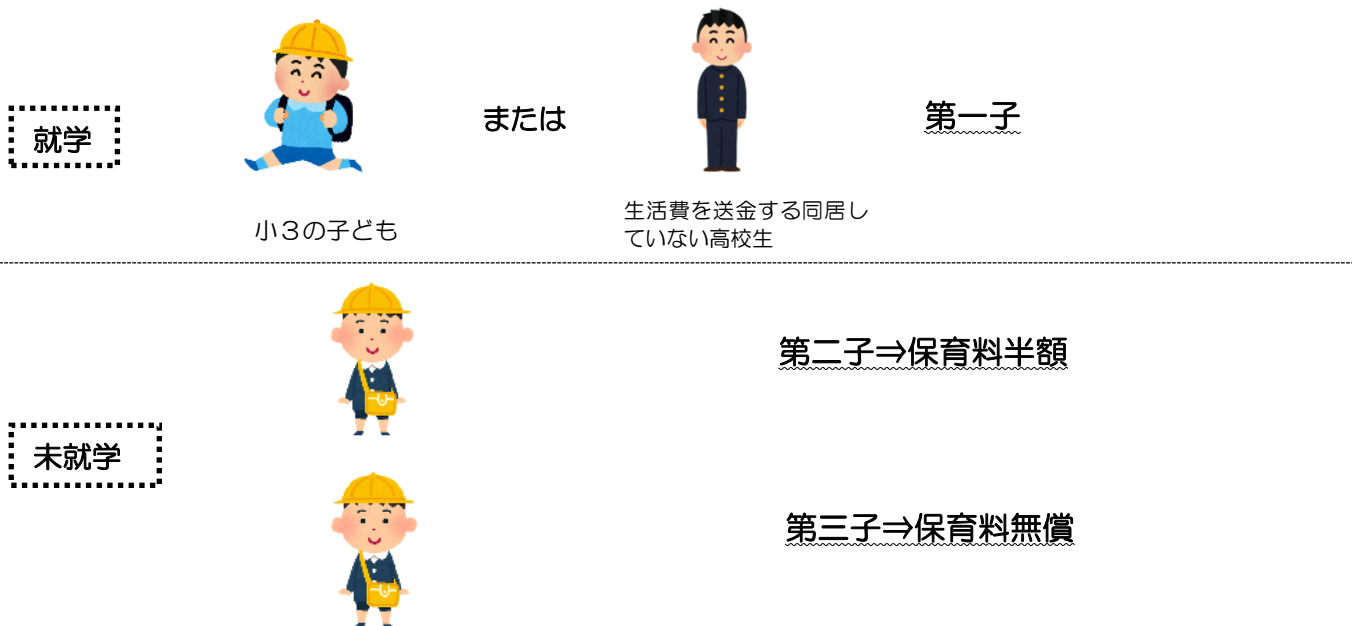


## ■ 多子世帯に対する保育料の軽減措置について

(1)世帯の子どもが2人以上いる場合、第2子は通常の保育料の半額となり、第3子以降の保育料は無償となります。

※本取扱いは、東京都の補助事業であるため、都の事業年度である令和5年度末で終了する予定です。

### ◎ 兄弟姉妹の数え方(例)



同居していない場合、税の扶養等、生計が同一であることを子ども施設課まで申し出てください。

(4)ひとり親世帯・障害者がいる世帯(証明必要)等において、区市町村民税の所得割が77,101円未満の場合、第1子は半額(又は9,000円のいずれか低い額)、第2子以降は無償となります。

### ◎ 兄弟姉妹の数え方(例)



## 4 保育料(利用者負担額)徴収基準額表

<令和2年度>

・標準時間保育料(利用者負担額)

(単位 円)

階層	区民税等の条件	保育料(月額)						公立保育園、公立認定こども園及び 公設民営保育園の延長保育料(月額) 1日あたり1時間の場合の月額保育料		
		0～2歳児		3歳児		4、5歳児		0～2歳児	3歳児	4、5歳児
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子、第2子		
A	生活保護世帯、里親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税(ひとり親世帯)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区民税非課税(その他の世帯)	0	0	0	0	0	0	200	200	200
C	区民税均等割のみ	3,700	1,850	0	0	0	0	1,000	1,000	1,000
D1	区民税所得割 5,000円未満	4,000	2,000	0	0	0	0			
D2	5,000～10,000円未満	4,800	2,400	0	0	0	0			
D3	10,000～23,200円未満	9,400	4,700	0	0	0	0	1,300	1,300	1,300
D4	23,200～36,400円未満	11,400	5,700	0	0	0	0			
D5	36,400～48,600円未満	12,700	6,350	0	0	0	0			
D6	48,600～72,800円未満	19,900	9,950	0	0	0	0	2,000	1,900	1,800
D7	72,800～97,000円未満	24,300	12,150	0	0	0	0	2,400		
D8	97,000～115,000円未満	27,700	13,850	0	0	0	0	2,700		
D9	115,000～133,000円未満	30,200	15,100	0	0	0	0	3,000	2,000	2,000
D10	133,000～151,000円未満	32,500	16,250	0	0	0	0	3,200	2,300	2,200
D11	151,000～169,000円未満	34,900	17,450	0	0	0	0	3,400	2,400	2,400
D12	169,000～185,500円未満	37,900	18,950	0	0	0	0	3,700	2,600	
D13	185,500～202,000円未満	40,000	20,000	0	0			4,000	2,700	
D14	202,000～218,500円未満	41,800	20,900	0	0			4,100	2,800	
D15	218,500～235,000円未満	43,900	21,950	0	0			4,300	3,000	
D16	235,000～251,500円未満	46,600	23,300	0	0			0	0	4,600
D17	251,500～268,000円未満	48,400	24,200			4,800				
D18	268,000～284,500円未満	50,000	25,000			5,000				
D19	284,500～301,000円未満	51,800	25,900			5,100				
D20	301,000～349,000円未満	56,800	28,400	0	0	0	0	5,600	3,200	2,600
D21	349,000～397,000円未満	63,400	31,700					6,300		
D22	397,000～443,600円未満	69,200	34,600					6,900		
D23	443,600円以上	73,800	36,900					7,300		

- ・ 4～8月分の保育料は平成31年度区市町村民税、9～3月分の保育料は令和2年度区市町村民税をもとに計算されます。
- ・ 区市町村民税を計算するとき、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等の規定は、適用されません。
- ・ 子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもは第1子の保育料、その下の子は第2子の保育料が適用され、第3子以降の保育料は無償となります。なお、本算定は、東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業の補助金を利用して行うものです。都の補助金の終了予定である令和5年度末で、本算定は終了となり、その後は、子どもの数え方を就学前の範囲内として本表を適用する予定です。延長保育については、小学校就学前の範囲内で、最年長の子どもとその下の子は第1子・第2子の保育料が適用され、第3子以降の延長保育料は無償となります。

・短時間保育料(利用者負担額)

(単位 円)

階層	区民税等の条件	保育料(月額)						公立保育園、公立認定こども園及び 公設民営保育園の延長保育料(月額) ※適用時間は短時間保育の前後30分単位		
		0～2歳児		3歳児		4、5歳児		0～2歳児	3歳児	4、5歳児
		第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子、第2子		
A	生活保護世帯、里親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	区民税非課税(ひとり親世帯)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区民税非課税(その他の世帯)	0	0	0	0	0	0	100	100	100
C	区民税均等割のみ	3,100	1,550	0	0	0	0	400	400	400
D1	区民税所得割 5,000円未満	3,400	1,700	0	0	0	0			
D2	5,000～10,000円未満	4,000	2,000	0	0	0	0			
D3	10,000～23,200円未満	7,900	3,950	0	0	0	0	550	550	550
D4	23,200～36,400円未満	9,500	4,750	0	0	0	0			
D5	36,400～48,600円未満	10,600	5,300	0	0	0	0			
D6	48,600～72,800円未満	16,600	8,300	0	0	0	0	850	750	750
D7	72,800～97,000円未満	20,300	10,150	0	0	0	0	1,050		
D8	97,000～115,000円未満	23,100	11,550	0	0	0	0	1,150		
D9	115,000～133,000円未満	25,200	12,600	0	0	0	0	1,250	850	850
D10	133,000～151,000円未満	27,100	13,550	0	0	0	0	1,350	950	900
D11	151,000～169,000円未満	29,100	14,550	0	0	0	0	1,450	1,000	1,000
D12	169,000～185,500円未満	31,600	15,800	0	0	0	0	1,550	1,050	
D13	185,500～202,000円未満	33,400	16,700	0	0			1,650	1,100	
D14	202,000～218,500円未満	34,900	17,450	0	0			1,700	1,150	
D15	218,500～235,000円未満	36,600	18,300	0	0			1,800	1,200	
D16	235,000～251,500円未満	38,900	19,450	0	0			0	0	1,900
D17	251,500～268,000円未満	40,400	20,200			2,000				
D18	268,000～284,500円未満	41,700	20,850			2,050				
D19	284,500～301,000円未満	43,200	21,600			2,150				
D20	301,000～349,000円未満	47,400	23,700	0	0	0	0	2,350	1,300	1,100
D21	349,000～397,000円未満	52,900	26,450					2,600		
D22	397,000～443,600円未満	57,700	28,850					2,850		
D23	443,600円以上	61,500	30,750					3,050		

※延長保育料(月極)について

私立の認可保育園、家庭的保育者(保育ママ)、小規模保育所の延長保育は、各施設の自主事業として行っているため、上記基準表の延長保育料と異なる場合があります。また、公立保育園等で適用される延長保育料の減免等が適用にならない場合があります。

私立の認可保育園、家庭的保育者(保育ママ)、小規模保育所の延長保育料については、各施設に直接ご確認ください。

## 5 公立・公設民営認可保育施設の延長保育

◆私立の認可保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育所の延長保育及び保育ママの時間外保育については、施設にお問合せください。

延長保育の利用を希望する方は、各月の締切日(前月の20日頃。締切日は各月で異なりますので、事前に各認可保育施設にご確認ください。)までに、在園中の認可保育施設に直接申し込んでください(転園の場合も、転園先で申込みが必要です)。

なお、延長保育を行っている認可保育施設でも、希望者が定員を超えた場合は選考となり、すぐに延長保育を利用できないことがありますので、予めご了承ください。

※墨田区外にお住まいの方は、公立・公設民営認可保育園の延長保育は利用できません。(スポット延長保育を除く)

### ■延長保育の利用基準■

[標準時間保育認定児の延長保育]

1歳の誕生日が属する月から利用できます。両親がともに仕事で週3日以上、お迎えの園到着時刻が午後6時15分を過ぎる方が選考の対象になります。延長保育料は、1時間単位の月額です。

[短時間保育認定児の延長保育]

両親がともに仕事で週3日以上、送迎時刻が短時間保育の時間帯を超える方が選考の対象になります。申込みには園到着時刻(送迎時刻)が確認できる書類が必要です。また、前延長又は後延長のどちらかのみ利用となります。前延長と後延長の利用を希望する場合は、認定を標準時間保育認定に切り替えることとなります。延長保育料は、30分単位の月額です。

例1:前延長8時45分～9時00分の15分を利用する場合は、  
一単位(30分)の延長として取り扱います。

例2:後延長17時00分～17時45分の45分を利用する場合は、  
二単位(60分)の延長として取り扱います。

※なお、育児休業取得により短時間保育になる場合や利用停止(休所)中の場合、延長保育は解除となります。育児休業や利用停止(休所)の終了後に延長保育を利用する場合は、再度申込みが必要となります。その際、定員となっている場合はすぐに延長保育を利用できないことがあります。

### ■スポット延長保育■(公立:午後7時15分まで)(公設民営:午後8時15分まで)

通常の延長保育(月単位)とは異なり、保護者の急な残業などの場合に、1日単位で利用できます。延長保育(月単位)を行っている認可保育施設に当日空きがある場合、1時間単位でお申し込みできます。

延長保育(月単位)を行っていない認可保育施設でも、短時間保育認定児は、スポット延長保育を1時間単位(標準時間認定児と扱いは同じ。)で利用できます。ただし、標準時間認定の保育時間(前延長は7時15分、後延長は18時15分)を超えて利用することはできません。

例1:前延長8時45分～9時00分の15分と後延長17時00分～17時15分の15分を利用する場合は、合計30分なので一単位(1時間)の延長として取り扱います。

例2:前延長8時15分～9時00分の45分と後延長17時00分～17時30分の30分を利用する場合は、合計75分なので二単位(2時間)の延長として取り扱います。

なお、スポット延長については、通常の延長保育(月単位)とは異なり、前延長と後延長を合わせて使うことができます。延長保育(月単位)とスポット延長の組合せも可です。

スポット延長保育料は、2才児クラスまでは1時間600円、3才児クラス以降は1時間400円です。ただし、生活保護世帯、里親世帯、区市町村民税が非課税または均等割のみの世帯、公共交通機関の遅延については、免除または減額になる場合があります。

各種申請等については各認可保育施設にお問い合わせください。

※ 延長保育を行っていない認可保育施設があります。事前に各認可保育施設にご確認ください。

## 6 家庭状況などの変更(『教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)』の

提出)

ご家庭の状況に変更がある場合は、『教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)』を提出してください。教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)、就労証明書、育児休業証明書等の申請に必要な用紙は各認可保育施設(保育ママを除く)にあります。墨田区のホームページからもダウンロードできます。(21 ページ「\*書類の配布場所」参照)

(1) 保育の必要性の「認定」の変更を伴わないもの

変更事項	必要書類	認定変更の有無	保育料再計算の有無
① 区内転居	教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)	×	×
② 区外へ転出	退所届(詳しくは19ページ参照) ※退所する月の10日までに提出	×	×
③ 就労先変更(転職)	教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届) 就労証明書	×	×
④ 産前休暇の取得	教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届) 親子(母子)健康手帳のコピー (表紙と分娩予定日が明記された部分)	×	×
⑤ 住民税の修正申告	教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届) 区民税課税証明書(または非課税証明書)	×	○
⑥ 生活保護の開始・廃止	教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届) 生活保護受給証明書等	×	○

※ 変更のあった月の月末までに必要な書類をご提出ください。

(2) 保育の必要性の「認定」の変更を伴うもの

変更事項	必要書類	認定変更の有無	保育料再計算の有無
① 結婚	教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届) 新しい保護者の区民税課税証明書及び 保育要件確認書類(就労証明書等)	○	○
② 離婚	教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届) 離婚の事実が分かる証明書(戸籍謄本や 離婚届受理証明書等)	○	○ ※離婚後も同居している場合を除く
③ 退職・解雇・失業	教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届) 解雇・失業の場合は離職票等	○	△
④ 育児休業の取得	教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届) 育児休業証明書	○	○
⑤ 保育必要量の変更 (例)勤務時間変更により、 標準→短時間へ切替希望	教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届) 就労証明書等	○	○

※ △は、保育料の特例(減額)に該当する可能性があるため、ご提出前に入園係までご相談ください。  
(詳しくは14ページ参照)

※ ①②の場合は、事象発生日の月末までに必要な書類を提出してください。ただし、各月の1日が事

象発生日の場合は、1日に提出してください。

(例:10月1日付けで離婚した場合は10月末ではなく10月1日に提出)

※③④の場合は、原則として事象発生日の20日までに必要書類を提出してください。

(例:5月31日付けで退職する場合は5月20日までに提出)

※⑤の場合は、原則として変更月の前月20日までに必要書類を提出してください。

(例:5月1日から標準時間→短時間に変更する場合は4月20日までに提出)

※就労証明書や育児休業証明書等の提出が遅れる場合は、先に教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)を提出してください。

## ■教育・保育給付認定変更及び保育料(利用者負担額)変更の基準日

提出期限までに届を提出し、教育・保育給付認定や保育料の変更が認められたときは、届出のあった月の翌月から教育・保育給付認定及び保育料が変更となります。

変更が生じたにもかかわらず、届が期限までに提出されずに遅れた場合は、毎月1日の届出は当月からの変更、それ以降は提出月の翌月からの変更となりますので、届出遅れのないようにしてください。

## ■育児休業の取得期間によって保育の利用期間が変更になる場合があります

新たにお子様生まれ、育児休業を取得する場合は、「育児休業証明書」を提出してください。

「育児休業証明書」に記載された育児休業期間内は、引き続き在園中のお子様の通所が可能です。ただし、保育時間は短時間保育になります。

## 7 保育料(利用者負担額)の特例(減額)

### ■教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)の提出

保育料は、下記の理由により特例(減額)を申請することができます。『教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)』に下記の必要書類を添付して、在園中の認可保育施設または入園係に提出してください。

条件	適用階層	適用期間	必要書類
生計を主として維持する者(※1)が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその財産について著しい損害(半壊、全壊等)を受け、区市町村から災証明書の交付を受けた者。	0円	年度内	り災証明書
生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により、著しく減少(※2)したこと。	1階層低位	3か月	入園係へご相談ください
生計を主として維持する者が、死亡したこと、またはそのものが心身に重大な損害(※3)を受け、若しくは長期間入院(※4)したことにより、その者の収入が著しく減少(※2)したこと。	1階層低位	3か月	<必ず必要な書類(収入に関する書類)> 1 前年の世帯収入(父母)が分かる証明書類 …源泉徴収票等 2 直近3か月の世帯収入(父母)が分かる証明書類 …給与明細書等
生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止(※5)、事業における著しい損失(※6)、失業等(自己都合は除く)により、著しく減少(※2)したこと。	1階層低位	3か月	<状況に応じて必要な書類> 「死亡」 …事実が分かる証明書類 「心身に重大な損害及び長期間入院」 …病状内容確認書(※墨田区指定の用紙) または入院等の事実が分かる証明書類 「休廃止」 …ハローワーク、税務署、区市町村等での休止 または廃止の届出が証明できる書類 「事業における著しい損失」 …前年の売上と直近3か月の売上を証明できる書類 「失業」 …ハローワーク発行の失業証明書類

- ※1 生計を主として維持する者とは、保護者のうち、より収入が高い者をいう。
- ※2 著しく減少とは、前年の世帯平均収入より、直近3か月の同収入が5割以上減少した場合をいう。
- ※3 心身に重大な損害とは、就労不可または就労が制限される程度の損害をいう。
- ※4 長期間入院とは、1か月以上の入院、または1か月未満の入院後、引き続き自宅療養をしておりその期間が通算1か月以上となる場合。
- ※5 業務の休廃止とは、ハローワーク、税務署、区市町村等へ休止または廃止の届出をしている者をいう。
- ※6 著しい損失とは、事業における前年の平均売上より、直近3か月の同売上が5割以上減少した場合をいう。
- ※ 教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)等、墨田区指定の用紙は、在園中の認可保育施設、または区のホームページから取得できます。
- ※ 2つ以上の条件に該当する場合は、適用階層がより低くなる条件のみを適用します。
- ※ 特例(減額)は、保護者から教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)に基づく申請があった場合にのみ適用されます。現況届等で家庭状況の変更を届け出ただけでは適用されません。
- ※ 特例(減額)条件に当てはまる家庭状況の場合でも、原則として入園係・認可保育施設から特例(減額)をお知らせすることはありません。特例(減額)条件に当てはまる場合は保護者自身で特例(減額)の申請を行ってください。

## ■ 特例(減額)が適用される金額・基準日

特例(減額)申請の結果について、適用があり保育料が減額される場合には『保育料(利用者負担額)変更通知書』を、適用がなく保育料が減額されない場合には『保育料(利用者負担額)決定通知書』を送付してお知らせします。

毎月 1 日までの届出は当月からの特例(減額)適用となります。それ以降の届出の場合は、届出した月の翌月からの特例(減額)適用となります(ただし、4月及び9月は当月から特例(減額)適用となります)。

適用期間満了後に引き続き特例(減額)の対象となる場合、また翌年度も引き続き特例(減額)の対象となる場合は、再度教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)と添付書類の提出が必要となります。お忘れにならないようお願いいたします。

※ なお、遡及還付はございませんので、ご注意ください。



## 8 入所継続のための家庭状況調査

### ■ 現況届等の提出

毎年1～2月頃に翌年度の保育を継続する意思と家庭状況を確認するために『保育継続確認書(兼教育・保育給付認定現況届)』等を提出していただきます。用紙は通所している認可保育施設で配付します。提出のない場合は、保育の継続の確認ができないため、利用解除(退所)となる場合があります。

### ■ 提出書類

2人以上のお子様に通所している場合でも、1部提出していただければ結構です。兄弟が別々の認可保育施設に通所している場合は、一番上のお子様に通所する認可保育施設に提出してください。

#### ① 保育継続確認書(兼教育・保育給付認定現況届)

#### ② 保育要件証明書(両親分が必要)

「保護者の状況」	「提出する書類」
常勤・パート等で働いている場合 育児休業を取得している場合 自営業(経営者が両親か親族等)・内職等の場合	就労証明書
大学等に通学している場合(趣味のカルチャースクール等は除く)	在学証明書等就学期間が記入されているもの
保護者が疾病の場合	病状内容確認書
保護者が心身に障害がある場合	障害者手帳(等級がわかる部分のコピー)
保護者が病人や心身障害者等を看護、介護している場合	介護状況申告書及び診断書・障害者手帳・要介護度がわかるもの等
母親が出産する場合	親子(母子)健康手帳 ※分娩予定日の記載された部分

※ 提出後、保護者の就労状況などにより利用期間が変更となる場合は「利用承諾期間決定・変更通知書」等を送付して、変更後の利用期間をお知らせします。

※ 「現況届」による調査時点で家族構成、収入、就労状況などが変更になっていても所定の届が提出されない限り、保育料(利用者負担額)の特例(減額)は適用されません。詳しくは14・15ページをご覧ください。

### ③ 保育料算定資料

・(4～8月の保育料算定では)前年の1月1日時点、(9～3月分の保育料算定では)当年の1月1日時点において墨田区に住民登録があった方で、区民税が決定している方  
→原則提出する書類はありません。

・区外から転入された方

→マイナンバー制度による情報連携の開始により、原則提出不要となりました。ただし、何らかの事情で情報連携ができない方及び情報連携を行うことを拒否する方等は、従前どおり扶養義務者(父・母)の課税(非課税)証明書または、区民税等税額決定通知書を提出していただく場合があります。(4～8月分は前年度、9～3月分は現年度の区民税等の資料となります)

・国外に居住していて区市町村民税が課税されていない方

→収入に応じて保育料を決定しますので、収入申告書および収入を証明する書類を提出していただきます。

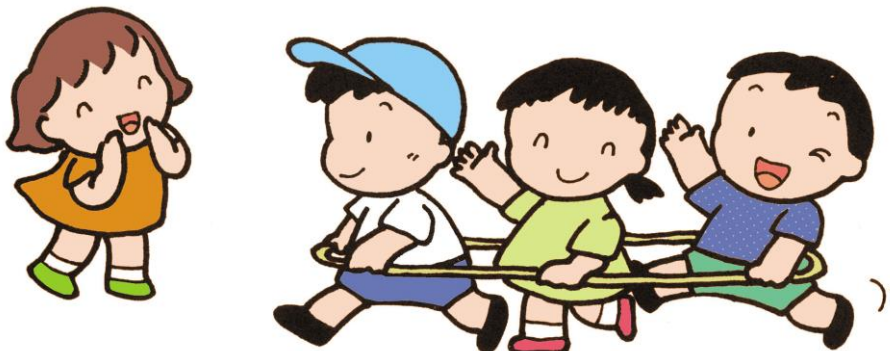
## ■保育料(利用者負担額)決定通知書の送付

区民税の税額等に基づいて、保育料が決定されます。

決定された保育料は、4～8月分は4月上旬頃、9～3月分は8月下旬頃に『保育料(利用者負担額)決定通知書』を送付してお知らせします。

期限内に区民税の証明書類が提出されなかった場合や未申告等により区民税の税額が確認できない場合は保育料階層D23(最高額)を適用します。

なお、期限後に区民税の証明書類が提出された場合や申告等により区民税の税額が確認された場合には、保育料の再計算が行われます。変更月については、子ども施設課入園係までお問合せください。



## 9 保育の利用停止(休所)

### ■保育の利用停止(休所)申出書の提出

下記の理由により、認可保育施設に1か月以上通所できなくなる場合は、原則として事前に『保育の利用停止(休所)申出書』を提出してください。

保育の利用停止(休所)が可能な場合	『保育の利用停止申出書』の他に必要な提出書類
入所している児童が入院、傷病のため、一時的に認可保育施設に通所ができない。	診断書など (治療期間などが明記されたもの)
入所している児童の保護者の入院により、一時的に児童が他の場所に預けられ認可保育施設に通所できない。	診断書など (治療期間などが明記されたもの)
入所している児童の保護者の出産により、一時的に児童が他の場所に預けられ認可保育施設に通所できない。	親子(母子)健康手帳のコピー (表紙及び分娩予定日が明記された部分)

### ■『保育の利用停止承諾・不承諾通知書』の送付

利用停止(休所)の可否については、『保育の利用停止承諾・不承諾通知書』を送付してお知らせします。停止が認められた場合は、該当期間中は『停止』扱いとなり、該当期間のうち1日が属する月の保育料が免除されます。

(例) 8月15日から9月14日まで利用停止(休所)する場合、8月分の保育料はかかりますが、9月分の保育料は免除されます。

停止期間中は認可保育施設に通所できません。

停止と認められない場合は『欠席』扱いとなり、保育料を納めていただきます。

### ■『保育の利用停止』の期間

利用停止期間の限度は『3か月間』です。『停止』はあくまで一時的な取り扱いのため、合計3か月を超えて認可保育施設に通所しない見込みの場合は、退所となります。『退所届』を提出してください。(欠席の場合も同様の取扱いとなります。)

入所後すぐに第2子出産を控え、入所児童を連れて里帰り出産をする場合でも、入所した月の初日から休園制度を利用することはできません。

## 10 転所(保育の利用申込)

### ■転所の申請方法

認可保育施設に置いてある「保育施設利用申込みのご案内」をご覧ください、新規入所と同様に申請を行ってください。

転所が内定した場合は、区役所から内定通知、または電話でご連絡いたします。内定連絡後、内定先の認可保育施設で再度面接・健康診断を受けていただいて正式な転所となります。

延長保育は、転所先であらためて、申込みが必要です。ご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。

※4月(一次)の利用調整は転所が内定すると、転所により空きが出た認可保育施設の利用調整も同時に行うため、元の認可保育施設には別の方が内定します。そのため、元の認可保育施設には戻ることはできませんのでご注意ください。

## 11 退所(保育の利用解除)

### ■『退所届』の提出と『保育所等利用解除通知書』の送付

認可保育施設を退所する場合は、退所する月の10日までに『退所届』を提出してください。ただし、下記の理由による場合は、『退所届』の提出の有無にかかわらず退所していただくことがありますのでご注意ください。退所届が提出されると、『保育所等利用解除通知書』を送付して解除(退所)した旨をお知らせします。これにより、認可保育施設に通所することはできなくなります。

「退所」になる理由
① 求職中で入所してから、または仕事をやめてから、3か月以上就労していない
② 区外へ転出した ※下記参照
③ 3か月を超える休所など、保育の必要性の事由に該当しない
④ 「現況届」を提出せず、継続して入所することの意思が確認できない
⑤ 虚偽の内容で申込みをして入所した

### ※区外へ転出した後も現在通っている認可保育施設に引き続き通いたい場合

転出先での保育利用申込等、所定のお手続きがありますので、入園係までご連絡ください。

転出時に墨田区内に保護者のいずれかの勤務先が無い場合、当該年度末で退所となります。

なお、4・5歳児クラスは、保護者の勤務先が墨田区内にない場合でも、父母ともに認定が就労であれば卒園まで在園できます。

### ■保育の利用解除の基準日

解除の基準日は毎月1日です。2日以降の届出の場合は翌月1日付けで解除となるため、その月の保育料をいただくこととなりますのでご注意ください。

(例) 8月31日で退所の場合でも、9月5日に退所届を提出すると、9月分の保育料がかかります。

退所の予定がある場合は、お早めに退所届をご提出ください。

## 《参考》 認可保育施設在園中の各種手続き

### 1 出産する場合

#### 1) 出産前

出産によって変更となる状況（産前休暇の取得・退職等）をお知らせください。

必要書類：①教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)

②親子(母子)健康手帳のコピー(表紙及び分娩予定日が明記された部分)

#### 2) 出産後育児休業を取得する場合

育児休業期間中も、上のお子様の通所を希望する場合は、「育児休業証明書」を提出してください。

「育児休業証明書」に記載された育児休業期間内は、引き続き在園中のお子様の通所が可能です。育児休業の取得期間が決まり次第、速やかにご提出ください。

必要書類：①教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届) ②育児休業証明書

※ 出産に伴い退職した場合の利用期間について

出産予定月の2か月後までは出産の保育要件で引き続き通所が可能です。その後も在園を希望する場合は、就労等の保育要件が必要です。

### 2 仕事が変わった場合

変更後の就労状況についてお知らせください。

#### 1) 転職した場合

必要書類：①教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)

②就労証明書

#### 2) 勤務地・勤務時間の変更や社名変更等の同一会社内での変更があった場合

必要書類：①教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)

#### 3) 公立・公設民営認可保育施設で延長保育を受けていて、転職又は勤務地・勤務時間の変更があった場合

必要書類：①教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)

②延長保育利用申込書

③就労証明書

※ 延長保育要件があるかどうか、再度審査します。

### 3 仕事をやめた場合

退職の事実をお知らせください。

必要書類：①教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)

②(退所する場合)退所届

※ 引き続き在園を希望する場合は、退職後3か月以内に就労し、就労証明書等を提出してください。提出がなければ、保育要件の確認ができず、退所になることがあります。

生計の中心者が解雇・倒産した場合は、保育料が減額になることがあります。詳しくは14・15ページをご覧ください。

### 4 結婚した場合

世帯員が増えたことや、氏名・住所の変更等についてお知らせください。また、新しい保護者の区民税等課税状況に応じて保育料が再計算されます。

必要書類：

①教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)

②新しい保護者の区民税等課税(非課税)証明書または、区民税等税額決定通知書

③新しい保護者の就労証明書等の保育要件書類

## 5 離婚した場合

世帯員が減ったことや、氏名・住所の変更等についてお知らせください。

必要書類：

- ① 教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)
- ② 離婚した事実が分かる証明書(戸籍謄本・離婚届受理証明書等)
- ③ 口座振替依頼書(認可保育施設に在園中で、口座を変更する場合のみ)

## 6 認定内容を変更する場合

現在受けている認定内容に変更が生じた場合は、『教育・保育給付認定変更申請書(兼届出事項変更届)』と変更内容を証明する書類を、変更月の前月 20 日までにご提出ください。認定区分が、**求職活動及び育児休業(継続)**の場合については、短時間の認定区分しか選択できません。区の認定内容の変更が認められたときは、新たに教育・保育給付認定変更通知書をお送りいたします。

## \* 書類の配布場所

申請書等は、各認可保育施設(保育ママを除く)にあります。

また、墨田区のホームページからダウンロードができます。

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

トップページ⇒オンラインサービス⇒申請書ダウンロード⇒子育て支援関係申請書⇒保育施設に関する申請書をクリック

## \* 書類の提出先

在園中の認可保育施設、または子ども施設課入園係

※保育ママについては、書類により提出できない場合がありますので、ご確認ください。

## \* 保育料(利用者負担額)が変更になる場合の基準日

毎月1日までの届出は当月からの保育料(利用者負担額)変更となります。それ以降の届出の場合は、届出した月の翌月からの変更となります。

なお、保育料(利用者負担額)の遡及還付はございませんので、変更が生じた場合は速やかに書類を提出してください。